

県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第36号

県立都市公園条例の一部を改正する条例

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
別表第2（第12条、第23条関係）	別表第2（第12条、第23条関係）																														
1 法第5条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた場合	1 法第5条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた場合																														
<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>公園施設の設置</td><td>[略]</td><td><u>200円</u></td></tr><tr><td>公園施設の管理</td><td>[略]</td><td><u>430円</u></td></tr></tbody></table>	区 分	単 位	使用料	公園施設の設置	[略]	<u>200円</u>	公園施設の管理	[略]	<u>430円</u>	<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>公園施設の設置</td><td>[略]</td><td><u>210円</u></td></tr><tr><td>公園施設の管理</td><td>[略]</td><td><u>440円</u></td></tr></tbody></table>	区 分	単 位	使用料	公園施設の設置	[略]	<u>210円</u>	公園施設の管理	[略]	<u>440円</u>												
区 分	単 位	使用料																													
公園施設の設置	[略]	<u>200円</u>																													
公園施設の管理	[略]	<u>430円</u>																													
区 分	単 位	使用料																													
公園施設の設置	[略]	<u>210円</u>																													
公園施設の管理	[略]	<u>440円</u>																													
2 法第6条第1項又は第3項の規定による県立都市公園の占用の許可を受けた場合	2 法第6条第1項又は第3項の規定による県立都市公園の占用の許可を受けた場合																														
<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>電柱、変圧塔その他これらに類するもの</td><td>[略]</td><td><u>390円</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>通路で地下に設けられるもの</td><td>[略]</td><td><u>180円</u></td></tr><tr><td>鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの</td><td>[略]</td><td><u>80円</u></td></tr></tbody></table>	区 分	単 位	使用料	電柱、変圧塔その他これらに類するもの	[略]	<u>390円</u>	[略]			通路で地下に設けられるもの	[略]	<u>180円</u>	鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	[略]	<u>80円</u>	<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>電柱、変圧塔その他これらに類するもの</td><td>[略]</td><td><u>400円</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>通路で地下に設けられるもの</td><td>[略]</td><td><u>185円</u></td></tr><tr><td>鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの</td><td>[略]</td><td><u>85円</u></td></tr></tbody></table>	区 分	単 位	使用料	電柱、変圧塔その他これらに類するもの	[略]	<u>400円</u>	[略]			通路で地下に設けられるもの	[略]	<u>185円</u>	鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	[略]	<u>85円</u>
区 分	単 位	使用料																													
電柱、変圧塔その他これらに類するもの	[略]	<u>390円</u>																													
[略]																															
通路で地下に設けられるもの	[略]	<u>180円</u>																													
鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	[略]	<u>80円</u>																													
区 分	単 位	使用料																													
電柱、変圧塔その他これらに類するもの	[略]	<u>400円</u>																													
[略]																															
通路で地下に設けられるもの	[略]	<u>185円</u>																													
鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	[略]	<u>85円</u>																													

郵便差出箱、信書 便差出箱又は公衆 電話所	[略]	<u>465円</u>
[略]		
標識	[略]	<u>115円</u>
板囲い、足場、詰 所その他の工事用 施設	[略]	<u>55円</u>
土石、竹木、瓦そ の他の工事用材料 の置場	[略]	<u>80円</u>

[略]

3 第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合

区 分	単 位		使用料
行商、募金その他 これらに類する行 為	有料公園施設内 における場合	[略]	<u>1,290円</u>
	有料公園施設外 における場合	[略]	<u>430円</u>
[略]			
興行	[略]		<u>8,600円</u>
展示会、博覧会そ の他これらに類す る催しの開催	[略]		<u>4,300円</u>

[略]

別表第3（第12条、第23条関係）

1 岩手県営運動公園

公園施	使用の区分	単 位	施設の使用料	附属の施設又は
-----	-------	-----	--------	---------

郵便差出箱、信書 便差出箱又は公衆 電話所	[略]	<u>475円</u>
[略]		
標識	[略]	<u>120円</u>
板囲い、足場、詰 所その他の工事用 施設	[略]	<u>60円</u>
土石、竹木、瓦そ の他の工事用材料 の置場	[略]	<u>85円</u>

[略]

3 第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合

区 分	単 位		使用料
行商、募金その他 これらに類する行 為	有料公園施設内 における場合	[略]	<u>1,320円</u>
	有料公園施設外 における場合	[略]	<u>440円</u>
[略]			
興行	[略]		<u>8,800円</u>
展示会、博覧会そ の他これらに類す る催しの開催	[略]		<u>4,400円</u>

[略]

別表第3（第12条、第23条関係）

1 岩手県営運動公園

公園施	使用の区分	単 位	施設の使用料	附属の施設又は
-----	-------	-----	--------	---------

設名				一 般	学生及び生徒	設備の使用料	
陸上競技場	貸切使用の場合	入場料、会費又はこれらに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合	1日までごとに		円 63,890	円 21,570	1 拡声機 半日までごとに、陸上競技場にあつては <u>5,480円</u> 、補助競技場、サッカー・ラグビー場及びテニスコートにあつては <u>1,080円</u> 2 審判用具 1式につき <u>1,970円</u> 3 陸上競技用具 1件につき <u>400円</u> の範囲内で知事が定める額（当該使用料の合計額が <u>13,140円</u> を超える場合は、 <u>13,140円</u> ）
			午前		<u>22,740</u>	<u>7,780</u>	
		午後		<u>41,140</u>	<u>13,790</u>		
	入場料等を徴収しない場合	1日までごとに		<u>21,570</u>	<u>10,850</u>		
		半日までごとに	午前	<u>7,780</u>	<u>3,960</u>		
			午後	<u>13,790</u>	<u>6,890</u>		
個人使用の場合	[略]		<u>110</u>	[略]			
補助競技場	[略]		<u>620</u>	<u>250</u>			
野球場	[略]		<u>700</u>	<u>360</u>			
サ 第	入場料等を	[略]		<u>52,430</u>	<u>20,430</u>		

設名				一 般	学生及び生徒	設備の使用料	
陸上競技場	貸切使用の場合	入場料、会費又はこれらに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合	1日までごとに		円 65,420	円 22,090	1 拡声機 半日までごとに、陸上競技場にあつては <u>5,610円</u> 、補助競技場、サッカー・ラグビー場及びテニスコートにあつては <u>1,100円</u> 2 審判用具 1式につき <u>2,020円</u> 3 陸上競技用具 1件につき <u>410円</u> の範囲内で知事が定める額（当該使用料の合計額が <u>13,450円</u> を超える場合は、 <u>13,450円</u> ）
			午前		<u>23,280</u>	<u>7,970</u>	
		午後		<u>42,130</u>	<u>14,120</u>		
	入場料等を徴収しない場合	1日までごとに		<u>22,090</u>	<u>11,110</u>		
		半日までごとに	午前	<u>7,970</u>	<u>4,060</u>		
			午後	<u>14,120</u>	<u>7,050</u>		
個人使用の場合	[略]		<u>120</u>	[略]			
補助競技場	[略]		<u>630</u>	<u>260</u>			
野球場	[略]		<u>720</u>	<u>370</u>			
サ 第	入場料等を	[略]		<u>53,690</u>	<u>20,920</u>		

サッカー・ラグビー場	1 グラウンド	徴収する場合			4 テント 1日までごとに1張につき <u>330円</u>	
		入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	<u>2,480</u>	<u>1,230</u>	5 ロッカー 1回につき <u>110円</u>
			1時間までごとに半面ごとに	<u>1,240</u>	<u>620</u>	6 全自動電気計時装置 1日までごとに1式につき <u>2,550円</u>
	第2グラウンド	入場料等を徴収する場合	[略]	<u>11,640</u>	<u>4,730</u>	7 温水シャワー 1回につき <u>110円</u>
		入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	<u>540</u>	<u>290</u>	8 会議室 1時間までごとに <u>200円</u>
			1時間までごとに半面ごとに	<u>290</u>	[略]	9 [略]
テニスコート	入場料等を徴収する場合	[略]	<u>8,230</u>	<u>4,350</u>		
	入場料等を徴収しない場合	[略]	<u>710</u>	<u>360</u>		

サッカー・ラグビー場	1 グラウンド	徴収する場合			4 テント 1日までごとに1張につき <u>340円</u>	
		入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	<u>2,540</u>	<u>1,260</u>	5 ロッカー 1回につき <u>120円</u>
			1時間までごとに半面ごとに	<u>1,270</u>	<u>630</u>	6 全自動電気計時装置 1日までごとに1式につき <u>2,610円</u>
	第2グラウンド	入場料等を徴収する場合	[略]	<u>11,920</u>	<u>4,840</u>	7 温水シャワー 1回につき <u>120円</u>
		入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	<u>550</u>	<u>300</u>	8 会議室 1時間までごとに <u>210円</u>
			1時間までごとに半面ごとに	<u>300</u>	[略]	9 [略]
テニスコート	入場料等を徴収する場合	[略]	<u>8,430</u>	<u>4,450</u>		
	入場料等を徴収しない場合	[略]	<u>730</u>	<u>370</u>		

スポーツクラ イミン グ競技 場	貸切使用の 場合	[略]	<u>250</u>	<u>110</u>
	個人使用の 場合	[略]	<u>130</u>	[略]

[略]

2 岩手県立花巻広域公園

(1) テニスコート及び運動広場

公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料	
			一 般	学生及び生徒
テニスコ ー ト	[略]		円 <u>1,150</u>	円 <u>560</u>
運動広場	[略]		<u>690</u>	<u>340</u>

[略]

(2) ゴルフ場

使用の区分				施設の使用料		附属の設備 の使用料
				土曜日及 び休日	その他の 日	
通常 使用 (1 回に つき)	一般	5月1 日から 10月31 日まで の期間	9ホ ール 以下 の使 用の 場合	円 <u>4,600</u>	円 <u>3,600</u>	電動カート 1台につき <u>1,800円</u> の範 囲内で知事 が定める額
			10ホ ール 以上 の使 用の 場合	<u>5,900</u>	<u>4,600</u>	
		その他の期間	<u>4,600</u>	<u>3,600</u>		

スポー ツクラ イミン グ競技 場	貸切使用の 場合	[略]	<u>260</u>	<u>120</u>
	個人使用の 場合	[略]	<u>140</u>	[略]

[略]

2 岩手県立花巻広域公園

(1) テニスコート及び運動広場

公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料	
			一 般	学生及び生徒
テニスコ ー ト	[略]		円 <u>1,180</u>	円 <u>570</u>
運動広場	[略]		<u>710</u>	<u>350</u>

[略]

(2) ゴルフ場

使用の区分				施設の使用料		附属の設備 の使用料
				土曜日及 び休日	その他の 日	
通常 使用 (1 回に つき)	一般	5月1 日から 10月31 日まで の期間	9ホ ール 以下 の使 用の 場合	円 <u>4,700</u>	円 <u>3,700</u>	電動カート 1台につき <u>1,840円</u> の範 囲内で知事 が定める額
			10ホ ール 以上 の使 用の 場合	<u>6,000</u>	<u>4,700</u>	
		その他の期間	<u>4,700</u>	<u>3,700</u>		

学生	9ホール以下の使用の場合		<u>3,600</u>	<u>2,500</u>
	10ホール以上の使用の場合		<u>4,600</u>	<u>3,600</u>
	高等学校生徒	9ホール以下の使用の場合	<u>1,700</u>	<u>1,100</u>
		10ホール以上の使用の場合	<u>3,000</u>	<u>1,700</u>
中学校生徒及び小学校児童	9ホール以下の使用の場合	<u>1,100</u>	[略]	
	10ホール以上の使用の場合	<u>2,500</u>	<u>1,100</u>	
特例使用（1回につき）	5月1日から10月31日までの期間	9ホール以下の使用の場合	<u>3,600</u>	<u>2,500</u>
		10ホール以上の使用の場合	<u>4,600</u>	<u>3,600</u>
	その他の期間		<u>3,600</u>	<u>2,500</u>

備考1・2 [略]

3 通常使用（一般の場合又は学生における10ホール以上の使用の場合に限る。）又は特例使用（5月1日から10月31日までの期間における10ホール以上の使用の場合に限る。）の場合において、岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第71条第1項第3号に掲げる利用に該当するときの施設の使

学生	9ホール以下の使用の場合		<u>3,700</u>	<u>2,600</u>
	10ホール以上の使用の場合		<u>4,700</u>	<u>3,700</u>
	高等学校生徒	9ホール以下の使用の場合	<u>1,800</u>	<u>1,200</u>
		10ホール以上の使用の場合	<u>3,100</u>	<u>1,800</u>
中学校生徒及び小学校児童	9ホール以下の使用の場合	<u>1,200</u>	[略]	
	10ホール以上の使用の場合	<u>2,600</u>	<u>1,200</u>	
特例使用（1回につき）	5月1日から10月31日までの期間	9ホール以下の使用の場合	<u>3,700</u>	<u>2,600</u>
		10ホール以上の使用の場合	<u>4,700</u>	<u>3,700</u>
	その他の期間		<u>3,700</u>	<u>2,600</u>

備考1・2 [略]

3 通常使用（一般の場合又は学生における10ホール以上の使用の場合に限る。）又は特例使用（5月1日から10月31日までの期間における10ホール以上の使用の場合に限る。）の場合において、岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第71条第1項第3号に掲げる利用に該当するときの施設の使

用料は、土曜日及び休日にあつては4,100円、その他の日にあつては3,000円とする。

4 [略]

3 岩手県立御所湖広域公園

(1) レクリエーション広場

単 位	使用料	
	一般、学生及び高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童
1人3時間までごとに	<u>580円</u>	<u>300円</u>

[略]

(2) その他の有料公園施設

公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料		附属の設備の使用料
			一 般	学生及び生徒	
野球場	[略]		円 <u>690</u>	円 <u>340</u>	
テニスコート	[略]		<u>1,150</u>	<u>560</u>	
艇庫	エイトを保管する場合	[略]	<u>6,050</u>	<u>3,010</u>	1 舟艇 (1) 漕艇用ボート及びカヌー 1日までごとに1艇につき <u>1,060円</u> の範囲内で知事
	シェルフオア又はクォドルプルを保管する場合	[略]	<u>4,470</u>	<u>2,240</u>	
	ナックルフ	[略]	<u>3,790</u>	<u>1,900</u>	

用料は、土曜日及び休日にあつては4,200円、その他の日にあつては3,100円とする。

4 [略]

3 岩手県立御所湖広域公園

(1) レクリエーション広場

単 位	使用料	
	一般、学生及び高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童
1人3時間までごとに	<u>590円</u>	<u>310円</u>

[略]

(2) その他の有料公園施設

公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料		附属の設備の使用料
			一 般	学生及び生徒	
野球場	[略]		円 <u>710</u>	円 <u>350</u>	
テニスコート	[略]		<u>1,180</u>	<u>570</u>	
艇庫	エイトを保管する場合	[略]	<u>6,200</u>	<u>3,080</u>	1 舟艇 (1) 漕艇用ボート及びカヌー 1日までごとに1艇につき <u>1,080円</u> の範囲内で知事
	シェルフオア又はクォドルプルを保管する場合	[略]	<u>4,580</u>	<u>2,290</u>	
	ナックルフ	[略]	<u>3,880</u>	<u>1,950</u>	

オア、ダブルスカル又はシェルペアを保管する場合				が定める額 (2) 審判艇 1日までごとに1艇につき <u>10,520円</u> に
シングルスカル又はナックルペアを保管する場合	[略]	<u>3,080</u>	<u>1,550</u>	燃料の実費相当額を加えた額 (3) [略]
カヤックフォアを保管する場合	[略]	<u>1,950</u>	<u>990</u>	2 拡声機 1日までごとに <u>4,470円</u>
カナディアンフォア又はカナディアンドブルを保管する場合	[略]	<u>1,540</u>	<u>770</u>	3 競技用備品 1日までごとに1件につき <u>3,640円</u> の範囲内で知事が定める額
カナディアンシングルを保管する場合	[略]	<u>1,260</u>	<u>640</u>	4 トレーニング用具 1日までごとに1件につき <u>140円</u> の範囲内で知事が定める額
カヤックダブルを保管する場合	[略]	<u>1,110</u>	<u>550</u>	
カヤックシ	[略]	<u>700</u>	<u>360</u>	

オア、ダブルスカル又はシェルペアを保管する場合				が定める額 (2) 審判艇 1日までごとに1艇につき <u>10,770円</u> に
シングルスカル又はナックルペアを保管する場合	[略]	<u>3,150</u>	<u>1,590</u>	燃料の実費相当額を加えた額 (3) [略]
カヤックフォアを保管する場合	[略]	<u>2,000</u>	<u>1,010</u>	2 拡声機 1日までごとに <u>4,580円</u>
カナディアンフォア又はカナディアンドブルを保管する場合	[略]	<u>1,580</u>	<u>790</u>	3 競技用備品 1日までごとに1件につき <u>3,730円</u> の範囲内で知事が定める額
カナディアンシングルを保管する場合	[略]	<u>1,290</u>	<u>650</u>	4 トレーニング用具 1日までごとに1件につき <u>150円</u> の範囲内で知事が定める額
カヤックダブルを保管する場合	[略]	<u>1,140</u>	<u>560</u>	
カヤックシ	[略]	<u>720</u>	<u>370</u>	

シングルを保管する場合

シングルを保管する場合

[略]

[略]

4 岩手県立高田松原津波復興祈念公園

4 岩手県立高田松原津波復興祈念公園

公園施設名	単位	使用料
会議室	[略]	1,470円

公園施設名	単位	使用料
会議室	[略]	1,500円

備考1 会議室を二分割してその一方のみを使用する場合の使用料は、735円とする。

備考1 会議室を二分割してその一方のみを使用する場合の使用料は、750円とする。

2 [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。